

## 福島市文化振興条例(素案)に関する パブリック・コメントの結果について

令和4年8月19日(金)から令和4年9月20日(火)まで、福島市文化振興条例の策定に関するパブリック・コメントを実施し、市民の皆様等からのご意見を募集いたしましたので、その結果及びご意見に対する回答を報告いたします。

1 意見提出者及び件数 17名(96件)

### 2 意見の内訳

- (1)前文 21件
- (2)第1条 目的 4件
- (3)第2条 定義 2件
- (4)第3条 基本理念 12件
- (5)第4条 市の役割 10件
- (6)第5条 市民の役割 3件
- (7)第6条 文化活動を行う者の役割 1件
- (8)第7条 事業者の役割 2件
- (9)第8条 文化振興施策 5件
- (10)第9条 審議会の設置 6件
- (11)第10条 基金の設置 4件
- (12)第10～14条 2件
- (13)第12～14条 1件
- (14)第15条 1件
- (15)その他 22件

以上96件の意見のうち、27件について素案の修正をおこないました。

### 3 意見の概要と意見に対する考え方

このたび、福島市文化振興条例(素案)へご意見を賜り、誠にありがとうございました。いただいたご意見の概要と考え方は次のとおりです。

ご意見については、本計画の策定のための参考とさせていただきます。なお、ご意見の概要につきましては、原文を要約するとともに、同じ内容の場合は併せてその件数を「●件」とし、掲載しております。

No.	条	該当する項目	意見の概要	ご意見に対する回答
1	前文		基幹交通の要所となっていることは他市にはない特徴であり、是非とも書き込むべき。	素案のとおりといたします。道路交通網の要所となっている点については、「東北の玄関口としての都市機能」に含めております。
2	前文	第2段落	「阿武隈山系」は、「阿武隈高地」や「阿武隈山地」が一般的であり、子供たちにとっても、分かりやすくなる。	ご意見のとおり「阿武隈山系」を「阿武隈高地」と修正します。
3	前文	第2段落	「扇状地や里山には、桃源郷と称される花見山〜」は、里山に花見山が、扇状地にはくだもの畑（果樹園）が〜、と表現したかったのであれば、語順を入れ替えた方がよい。	「扇状地や里山」を「里山や扇状地」と修正します。
4	前文	第2段落	「盆地の中心部」は、伊達市寄りで信夫山の位置と合わなくなる。 「山岳信仰の地である信夫山」は今も山岳信仰の地としてよいか、確認が必要である。	素案のとおりといたします。中心部は、盆地の中心とその周辺部を含めており、信夫山はその範囲内にあると考えます。また、「山岳信仰の地である」を「山岳信仰の地であった」に修正いたします。
5	前文	第3段落	「本市の風物を歌枕〜」という言葉は「風物」ではなく、懂れてしまうくらい有名な「名勝地」や「地名」を歌枕、とすることの方がより一般的ではないか。	ご意見を参考に「本市の風物を歌枕とした歌がはるか都で」を「本市の地名を歌枕とした歌が遠い都でも」に修正いたします。
6	前文	第3段落	江戸時代に、廻米のために阿武隈川の水運が発達した旨を、載せてほしい。また、本市の「阿武隈川舟運図」の文化財があることから、「水運」を「舟運」にしてはどうか。	水運（または舟運）に関しては、福島河岸が、中継地、起点のいずれにもとることができると考えます。本条例の正確性を高めるため、「奥州街道や阿武隈川を通じた人・物の流通の拠点」に修正いたします。
7	前文	第3段落	阿武隈川舟運は、福島河岸（福島市）からの水沢・沼ノ上河岸（宮城県丸森町）、荒浜河岸（宮城県亘理町）へとつながるものであり、「中継地」の表現は適切ではないため、「水運の中継地」を「阿武隈川舟運（しゅうん）の起点」に修正。	
8	前文	第4段落	「栄華の名残をとどめる」を「繁栄の象徴であった多くの」に修正。 「栄華」は中世等の極めて古い時代を連想し、また、既に失った歴史的建造物を形容するのに「とどめる」という現在形表現にも違和感を覚える。さらに福島には幾多の歴史的建造物があったこと	ご意見を踏まえ「近代の栄華の名残をとどめる」を「近代の繁栄の象徴であった多くの」に修正します。
9	前文	第4段落	「歴史的建造物を失ってきたことは文化的損失であり、その反省・・・」の点で、「福島市文化財保護条例」とは別にこの文化振興条例に位置づけることはどうかの。	素案のとおりといたします。文化振興条例、文化財保護条例ともに歴史的建造物などの文化財を対象としておりますが、文化振興条例については、文化財のみならず、芸術、芸能など文化を広く捉えており、他の分野もあわせて文化の振興を図っていくものです。
10	前文	第6段落	「ここに、」からの決意の部分に、基本理念の根本となっている「表現の自由と市民活動の自主性を尊重し」を挿入したい。	ご意見にある表記については、今後策定する振興計画の参考にします。
11	前文	第6段落	福島市らしいことから「普遍的な文化芸術の発展をも目指し、そのような才能にあふれた人材を育て、世界に羽ばたかせる」ことも必要だ。	今後策定する振興計画の参考にします。
12	前文		前文は次の3項目を含めた基本理念を表現したものにすることがよい。 ・文化芸術の持っている役割を明確にする。 ・平和で自由な社会こそが文化芸術を育む土壌であるということを明記すること。 ・表現の自由と市民活動の自主性を尊重することを明記する。	文化振興条例検討委員会のご意見により、地勢や成り立ち、時代背景などの文化を構成する要素のほか、特色ある文化などを具体的かつ丁寧に記載することで、本市らしさを伝える、想いがこもった内容としました。
13	前文		全体をもっと簡潔にしたほうがよい。（3件）	
14	前文		もっと凝縮して、文化芸術による心豊かなまちづくりの指針の中身にするべき。	
15	前文		福島の観光案内的表現は必要ない。豊かな自然環境の中で歴史的に発展してきた福島らしい文化状況を大切に、さらに発展させるために、どのような文化振興政策を持って市が取り組んでいくかという観点で条例を策定して欲しい。	
16	前文		「平和で自由な世の中」や「非核都市宣言の福島市」などの文言が入るとよい。	
17	前文		2～4段落の福島市の特性部分は「計画」に記載することとし、代わりに文化芸術のはたしている意義や役割、それを創造、発展させることの重要性について入れた方がよい。	素案のとおりといたします。ご提案の視点を前文の第4段落に「地域に根差した文化」の意義として記載するとともに第3条において振興にかかる施策を推進することとしております。なお、ご指摘の視点による文化振興の具体的な施策については、今後計画を策定する際に、ご意見を踏まえて検討してまいります。
18	前文		「私たちの生活に文化芸術はなくてはならないものである…私たちは何らかの形でその日々の恩恵にあずかっている…」という強い言葉を付け加えてほしい。	素案のとおりといたします。ご提案の視点を前文の第4段落に「地域に根差した文化」の意義として記載するとともに第3条において振興にかかる施策を推進することとしております。
19	前文		文化芸術のもつ力と必要性を明示し、あくまで市民が文化的な環境の中で生活できることを目指して作られる条例であることを強調してほしい。	素案のとおりといたします。ご指摘の視点を条例の目的として第1条に「文化が息づく心豊かな市民生活及び魅力あふれる地域の実現に寄与することを目的とする」と記述しております。
20	第1条(目的)		「福島市らしい」という表現を「福島の歴史や風土が育んできた」や「福島市がこれまで育んできた豊かで創造性に富んだ」と変えてはどうか。（2件）	素案のとおりといたします。「福島市らしい文化」には「福島の歴史や風土が育んできた文化」以外にも含まれるものがあるとの認識です。

No.	条	該当する項目	意見の概要	ご意見に対する回答
21	第1条 (目的)		市民の文化振興を行う「個人や団体」という文言を入れた方がいい。	素案のとおりといたします。「市民等」の中には、市民の文化振興を行う「個人や団体」も含まれると考えます。
22	第1条 (目的)		「市及び市民等の役割」を「市の責務及び市民の役割」とすべきではないか。	ご意見をふまえ、「市及び市民等の役割」を「市の責務及び市民等の役割」と修正します。
23	第2条 (定義)	(3) 市民	「市内に居住している者。市内に通学している者。市内に通勤している者。」と3つに分けると明確になる。	ご意見をふまえ、「市内に居住する者、通学する者又は通勤する者をいう。」に修正します。
24	第2条 (定義)	(3) 市民	市内に居住する者、若しくは通学、通勤する者をいうの方がわかりやすい。	
25	第3条 (基本理念)		「文化」「文化活動」の定義を分かりやすくしてほしい。 (2)は「…尊重します」で区切り、二つに分けた方が分かりやすくなる。「文化の鑑賞」「文化に参加」という表現は、聞いたことがない。文化は鑑賞するものばかりではなく、ひとくりに表現すること自体に無理がある。	「文化」「文化活動」は第2条で定義付けています。 ご意見を踏まえ、第2号の「文化の鑑賞」は「文化を鑑賞し」と修正します。 なお、「鑑賞」「参加」の表現につきましては、文化芸術基本法を参考としています。
26	第3条 (基本理念)	(1)	「多様性を援助し、それを尊重する。」という文言にした方がいい。	施策に関する内容になりますので、今後策定する振興計画の参考にさせていただきます。
27	第3条 (基本理念)	(2)	「誰もが文化の鑑賞や・・・」の部分に、「障害者」の位置づけがふくまれていることがわかる表現があってもいいのではないか。	素案のとおりといたします。「誰もが」には、「市民がその年齢、障害の有無、経済的な状況、居住する地域にかかわらず等しく」という内容が含まれております。
28	第3条 (基本理念)	(2)	「これを創造できることを尊重し」を「これを創造できる権利のもとに」に入れ替えると、理念がより明確になるのではないか。	素案のとおりといたします。 同条(1)で「文化活動を行う者の自主性、創造性、活動の多様性を尊重すること」としており自主性を尊重する記述としています。
29	第3条 (基本理念)	(3)	子どもや若者に限定する必要があるのか。割合が高くなっている高齢者も入れるべき。 また、「文化に関する教育」とは、どんなことを指しているのかわからない。	素案のとおりといたします。文化に関する施策の推進にあたっては、特に子どもや若者に対する文化に関する教育が重要であると考えます。
30	第3条 (基本理念)	(3)	「自由な教育を尊重し、支援、推進する。」とした方がいい。	施策に関する内容になりますので、今後策定する振興計画の参考にさせていただきます。
31	第3条 (基本理念)	(5)	文化の発信と文化の交流とは項目を分けても良いのではないか。	素案のとおりといたします。 文化の発信等を行うことにより交流の推進を図ってまいります。
32	第3条 (基本理念)	(5)	2行目 はかる→図る	ご意見を踏まえ、「はかる」を「図る」に修正します。
33	第3条 (基本理念)	(5)	「市内外の人々との幅広い文化の交流、推進する。」とした方がいい。	素案のとおりといたします。「文化を生かした交流」とすることで、文化に関するだけの交流だけではなく、さらに幅広い交流を推進することとしています。
34	第3条 (基本理念)	(6)	各関連分野の連携を特にお願したい。	貴重なご意見として承りました。
35	第3条 (基本理念)	(6)	「市や市民生活の活力・発展に寄与する。」とした方がいい。	ご意見を踏まえ、「市の活力」を「市全体の活力」に修正します。
36	第3条 (基本理念)	(6)	福島市には博物館がない。条例だけでは文化財を守ることはできない。また、基本理念の中に市の土台となる歴史の文字が出てこない。「(6)文化活動を地域社会や観光、町づくり、教育などの～」を「文化活動を地域社会の歴史や観光、町づくり、教育などの～」と歴史を加えたらどうか。	ご意見を踏まえながら、具体的な施策について検討してまいります。
37	第4条 (市の役割)		「3 施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じるものとする」を入れるべき。	素案のとおりといたします。条例及び条例に基づき策定する計画により、芸術文化施策の推進に向けた方向性や主な取り組みを担保し、これらに基づき実施する事業については、毎年度の予算編成において検討してまいりたいと考えています。
38	第4条 (市の役割)		「市の役割」を「市の責務」とすべきではないか。(4件)	ご意見を踏まえ、「市の役割」を「市の責務」としました。
39	第4条 (市の役割)	第1項	市側の強い姿勢・意気込みを示すため、「実施するものとする。」を「推進するものとする」に修正し、第1条や第8条と整合性を図る。	ご意見を踏まえ、「実施」を「推進」に修正しました。
40	第4条 (市の役割)	第2項	基本理念に基づく施策を実施するときは、次に「市民の意見が反映されるよう十分配慮し」をいれた方がいい。(2件) 「本市らしい」は「本市の」としたほうがいい。	ご意見を踏まえ、第8条第1項を修正しました。本市の特色ある文化を表現するため、「本市らしい」は原案のとおりとします。
41	第4条 (市の役割)		追加した方がいいと思う文言 3 市は、性別、年齢、障害など関係なく、自由に文化活動ができることを保障する。	ご意見にある、それぞれの表記については、今後策定する振興計画の参考にします。
42	第4条 (市の役割)		追加した方がいいと思う文言 4 市は、文化活動を自由に創造・発表できるよう、すべての市民が既存の公共施設を快適かつ経済的に利用できるようにする。	
43	第5条 (市民の役割)		既存の文化だけでなく、新たに文化を創り出すことも重視する姿勢が欲しい。	素案のとおりといたします。第6条にて文化の創造を記載しています。

No.	条	該当する項目	意見の概要	ご意見に対する回答
44	第5条 (市民の役割)		「市民は、自主的な日常の文化活動を通して、人々のつながりを広げ、相互に理解、尊重しあい、多様性を受け入れることができる豊かな心を涵養していくものとする。」のような表現がわかりやすいのではないかと。	ご意見にある表記については、今後策定する振興計画の参考にします。
45	第5条 (市民の役割)		「継承」の文言を入れた方がいい。	素案のとおりといたします。「継承」は第6条 文化活動を行う者の役割の中で記載しています。
46	第6条 (文化活動を行う者の役割)		自主的にの前に「常に」の文言を入れた方がいい。	素案のとおりといたします。ご指摘の意図が記述に含まれているものと考えております。
47	第7条 (事業者の役割)		文化活動が商業主義に流されないように、何らかの形で留意しておく必要があるのではないかと。	ご指摘の視点は、第3条において、文化振興の推進に関する基本理念として記載しているものと考えております。
48	第7条 (事業者の役割)		「市民の生活や文化活動を支援、発展するよう推進する。」の文言を入れた方がいい。	素案のとおりといたします。第7条は事業者の役割に関する規定であることから、その事業活動を通じた記述としております。
49	第8条 (文化振興施策)		「3 市、文化芸術団体、事業者その他の関係者は、相互に連携し、協働するよう努めなければならない。」を加えてはどうか。	今後策定する振興計画の参考にします。
50	第8条 (文化振興施策)		計画の具体的な事項を示してほしい。(2件)	素案のとおりといたします。計画の基本的事項は、その時々々の社会状況等によっても変わっていくことが想定されることから、今後予定している計画策定時に定めてまいります。ご意見につきましては、今後策定する振興計画の参考とさせていただきます。
51	第8条 (文化振興施策)		市が市民・事業者の関心や理解を深め支援するためどのような施策を実行し、基本理念として市民の意見を反映させるという項目がない。	今後策定する振興計画の中で出来る限り分かりやすく記載します。市民の意見を反映させるという点は、第8条第1項に追記いたしました。
52	第8条 (文化振興施策)		「広く市民に向けて広報・実施・推進する。」の文言を入れた方がいい。	今後策定する振興計画の参考にします。
53	第9条 (審議会の設置)		審議会についてもっと詳細な事項を条例の中で定めるべき。(3件)	審議会について必要な事項を追記しました。なお、その他の事項につきましては、施行規則において定めてまいります。
54	第9条 (審議会の設置)	第2項	「審議会の必要な事項」について、条例に含めるか、若しくは施行規則に規定すべきである。	
55	第9条 (審議会の設置)		審議会の設置は、市長にゆだねるのではなく、条例の中できっちり定めるのがよい。その際、有識者とともに文化活動に関わる市民の代表が委員として入るようにしてほしい。	
56	第9条 (審議会の設置)		審議会の委員は、有識者の他に、市内の文化活動団体の代表も入ってほしい。	審議会について必要な事項は、施行規則において定めてまいります。また、委員選定の際の参考といたします。
57	第10条 (基金の設置)		第10条2行目、3行目 冒頭1マス開ける	修正いたしました。
58	第10条 (基金の設置)		基金の詳細は、細則に入れればよい。第8条や第9条と比較して詳しくすぎる。(2件)	基金設置にあたり必要な内容であり、ご意見を踏まえ第10条の一つにまとめました。
59	第10条 (基金の設置)		基金の規模がみえてこない。明確に、文化予算は市全体の何パーセントというような指標を示してほしい。	素案のとおりといたします。条例及び条例に基づき策定する計画により、芸術文化施策の推進に向けた方向性や主な取り組みを担保し、これらに基づき実施する事業については、毎年度の予算編成において検討してまいりたいと考えています。
60	第10条～14条		市の責務として「市は援助や助成を含む必要で適切な財政上の方策をとる」と明記すべき。	
61	第10条～14条		文化の振興に要する資金として、文化活動に対する助成と、公共の文化施設の建設、維持管理等経費の両方が含まれているのがよい。	
62	第12条～第14条		第12条、第13条、第14条 各2行目 冒頭1マス開ける	第12条～第14条の部分は第10条にまとめました。
63	第15条 (委任)		「この条例の施行に関し必要な事項は審議会で検討し定める。」としたい。	素案のとおりといたします。審議会では、振興計画、その他の文化の推進に関して特に重要な事項について、調査審議することといたします。
64			文化振興に関し施策の計画的な推進を図るため、基本計画の基本的事項を条例の中で定めておく必要がある。また、審議会の設置については、その内容(役割・組織・役員・会議・庶務など)を条例に記載すべきでないか。上記2つの件は、施行規則を策定または審議会の中で策定して施行する予定なのか。	素案のとおりといたします。計画の基本的事項は、その時々々の社会状況等によっても変わっていくことが想定されることから、今後予定している計画策定時に定めてまいります。計画策定にあたっては、審議会に調査審議いただくこととなっております。審議会の設置について、詳細は施行規則のなかで定めてまいります。
65	附則		附則 第1号 および→及び 附則 第2号 ～条例の廃止→～条例を廃止する。 附則 第3号 ～条例の廃止→～条例を廃止する。	第1号「および」を「及び」に、第2号・第3号「～条例の廃止」を「～条例は廃止する」に修正いたします。
66			地域の歴史を伝承する活動を行っているが、今後の活動継続のためにも助成の検討をお願いしたい。目的を實踐、継続できる生きた条例となるよう期待する。	貴重なご意見として承りました。
67			文化は市民のものであり、文化関係者のみのものでもなく、市民が分かりやすい親切的な表現をお願いしたい。	
68			市民の文化活動参加率等の数字による自己評価ができるような項目を入れてほしい。	今後予定している計画策定において検討してまいります。
69			福島市文化団体連絡協議会には、個人でも加入できるようにしたほうがよい。(2件)	貴重なご意見として承りました。

No.	条	該当する項目	意見の概要	ご意見に対する回答
70			文化振興には市の現状や全国の取り組みの把握が必要なので、条例には、「現状調査・分析」「調査研究」の項目を加えてほしい。(2件)	今後策定する文化振興に関する計画において、ご意見を参考に、検討していきます。
71			文化振興の具体的な数値目標を掲げ公表することが大切。	条例は、制定の目的や取り組み等の指針を示すものであり、具体的な成果目標等については、今後検討します。
72			他県の県都の文化に関する取り組みと成果などを収集し、今後の文化振興活動に活かすべき。	今後の施策の推進においてご意見を参考にさせていただきます。
73			条例を定めることは賛成であり、過去をしっかりとみつめ、将来に向かっての条例であることをお願いしたい。福島市には、文化継承に最も大切な博物館がない。それは何に原因があったのかをしっかりとつかんで条例を定めなければ、砂上の楼閣になりかねない。	貴重なご意見として承りました
74			旧条例と新条例を比較して意見を求めるべきである。	本条例は、福島市文化財保護条例(昭和34年条例第7号)とは別に新たに制定するものです。
75			市内で今後発掘される文化財や今後外される文化財について、条例の中で明確にしておかなければならない。	市指定の文化財の指定・解除については、別途「福島市文化財保護条例(昭和34年条例第7号)」で規定しています。
76			文化財の継承には、幅広い人たちに自分たちの住む町の文化財を知るため教育が必要だ。特に小中学生には、よその町にはない文化財がある事で誇りを持たせることが大切。さらに福島の活性化に向け、学園都市を目指し、若い人が集まるようにして行かなければならない。そのためには、博物館は絶対に必要である。	今後策定する芸術文化振興に関する計画において、ご意見を参考に、検討していきます。
77			文化継承のため、文化財の管理の所在を明確にしておくことが必要ではないか。例えば個人で維持管理できなくなった文化財をどのようにするかなど。保管管理する場所(博物館)の設置は緊急を要することである。	貴重なご意見として承りました。
78			福島市には文化財に関する専門部署(博物館)が無く、専門家もいない。条例だけでなく、組織づくりもお願いしたい。	
79			高齢化により地域の文化財の継承は難しくなっている。対策を考えてほしい。	
80			この条例ができることで文化活動が活性化され、その役割の大切さをより多くの市民に認識していただきたい。そのためにも条例の文言がより具体的にわかりやすいことばで伝えられ、本当に文化の香りあふれる未来ある福島市になっていくことを願う。	
81			福島市が人口減少・少子高齢化の傾向にある中で、本条例において市民の役割を明らかにし、推進していくことは、これからの特徴的なまちづくりにおいても大切なことだと思う。	
82			「文化芸術」という言葉が少ない印象を受ける。定義で文化芸術、歴史文化としても、「文化」からは、歴史文化のほうが色濃くイメージされる。関心がない人にも意識できるようにするため、「福島市文化芸術振興条例」としたほうがいいのではないか。文化芸術とすれば、音楽や映画、ミュージカル、文学、古典芸能、美術など、思い浮かべる分野が広がる。	素案のとおりといたします。本条例においては、「文化芸術」と「歴史文化」分野を対象としており、総称として「文化」と表現し、明確に定義しています。どちらか一方の分野名だけでは、残る一方が含まれないと解されかねないことから、原案のとおりとさせていただきます。
83			この条例が制定されることで、文化を継承、担っていく子どもたちへの文化芸術に関する一層の教育の推進を期待する。	貴重なご意見として承りました。